

大学等における歯周病簡易スクリーニング事業 (生涯を通じた歯科健診パイロット事業) 業務委託仕様書 (案)

1 件名

大学等における歯周病簡易スクリーニング事業（生涯を通じた歯科健診パイロット事業）

2 目的

本事業は、国の「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業（自治体）」（以下、パイロット事業という）を活用し、大学、専修学校及び職業能力開発施設等に在籍する学生を対象として、体外診断用医薬品を用いた歯周病簡易スクリーニング、質問票調査、歯科保健指導及び歯科医療機関への受診勧奨を実施するとともに、その実施結果を分析することにより、歯科健診を受診する機会の少ない若年層に対する効果的な歯科健診の実施方法等について検証し、今後の歯科口腔保健施策の検討に資することを目的とする。

また、本事業の実施に当たっては、若年層の参加促進、効率的な運営、効果的な歯科保健指導及び受診勧奨並びに事業効果の検証等について、受託者が有する専門的知見、経験及び創意工夫を活用し、今後の事業展開に資する実施方法を検討するものとする。

3 契約期間

契約日から令和9年3月17日（水）まで

4 事業概要

受託者は、県と協議の上、次のとおり事業を実施すること。なお、以下に示す実施方法及び体制等は、本事業を実施するための基本的な考え方を示すものであり、事業目的をより効果的かつ効率的に達成できる方法がある場合は、受託者から提案することができるものとする。

（1）実施施設

県立大学、専修学校及び職業能力開発施設その他県が指定する施設のうち2施設程度とする。

（2）対象者

実施施設に在籍する学生等

（3）想定受診者数

想定受診者数は、全実施施設を合わせて約 420 人とする。

(4) 実施時期

契約日から令和 9 年 2 月末日までの間

(5) 実施時間

学生が参加しやすい時間帯とし、昼休み、授業の空き時間又は放課後を基本とする。具体的な実施時間については、実施施設の状況及び学生の参加しやすさを踏まえ、より多くの対象者が参加できる方法を受託者から提案し、県及び実施施設と協議の上決定すること。なお、実施時間の設定に当たっては実施 2 時間前から飲食・うがい、歯みがき等禁止であることに留意すること。

(6) 実施方法

実施施設内に会場を設置し、質問票調査、歯周病簡易スクリーニング、結果説明、歯科保健指導及び受診勧奨を一連で実施する。具体的な会場構成、受付方法、実施手順、対象者の動線その他の運営方法については、対象者の利便性、待ち時間の短縮、プライバシーの確保及び円滑な事業運営等を考慮し、受託者から効果的な方法を提案すること。

5 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 実施計画の策定

県と協議の上、事業全体の実施計画、工程管理及び運営体制を整備すること。実施計画の策定に当たっては、本事業の目的及び実施施設の特性を踏まえ、対象者の参加促進、円滑な運営及び事業効果の向上につながる具体的な取組を提案すること。

(2) 実施施設との連絡調整

実施施設との連絡調整を行い、次の事項を調整すること。

実施日程

実施場所

実施時間

想定受診人数

会場レイアウト

学生への周知方法

当日の運営方法

特に学生への周知及び参加促進については、実施施設の既存の広報手段等も踏まえ、対象となる若年層が関心を持ち、参加につながる効果的な方法を提案すること。

（３）従事者の確保及び配置

受託者は、業務の実施に必要な歯科医師、歯科衛生士及び事務職員等を確保し、適切に配置すること。なお、本事業では、歯科医師２名、歯科衛生士５名及び事務職員５名程度の配置を想定しているが、これは標準的な体制の目安であり、受診者数、会場規模、実施時間及び運営方法等を踏まえ、円滑かつ効率的な運営が可能な場合は、受託者から別の実施体制を提案することを妨げない。

また、歯科医師及び歯科衛生士の確保に当たっては、委託者が県歯科医師会及び県歯科衛生士会との初回の連絡及び調整の橋渡しを行うものとする。ただし、その後の人員の選定、派遣依頼、日程調整、役割分担その他業務の実施に必要な具体的な調整については、受託者の責任において、関係団体及び関係者と直接行うこと。

（４）必要物品の準備

次の物品等を準備すること。

検査に必要な機器及び器材（※）

消耗品

マスク

手袋

手指消毒薬

筆記用具

案内表示

その他事業運営に必要な物品

※県が所有する検査機器及び検査試薬を無償貸与する。貸与の際は、県と協議の上実施すること。

なお、受付、検査、結果説明等の効率化又は対象者の利便性向上に資する機器、資材又はデジタルツール等について、必要に応じて提案することができる。

（５）対象者の受付

参加者の受付、質問票の確認及び必要な説明を行うこと。受付方法については、待ち時間の短縮及び対象者の利便性向上に配慮すること。

(6) 質問票調査

歯科受診状況、歯科健診受診歴、口腔清掃習慣、自覚症状等について質問票調査を行うこと。なお、質問票についてはこちらの定めた様式を使用すること。

(7) 歯周病簡易スクリーニング

本事業は、国の生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業として実施するものであり、体外診断用医薬品を用いた歯周病簡易スクリーニングを実施すること。検査の実施及び判定に当たっては、製造販売業者が定める使用方法、判定基準及び精度管理方法を遵守すること。

また、受託者は、当該パイロット事業の概要、検査の実施、判定方法等に関して不明な点がある場合は、委託者に質問し、又は必要な助言を求めることができる。

(8) 結果説明

検査終了後、対象者に対して検査結果を説明すること。説明方法については、対象者が自身の口腔の状態を理解し、歯科保健行動の改善につながるよう工夫すること。

(9) 歯科保健指導

対象者に対し、歯周病予防及び定期的な歯科健診受診の必要性について説明すること。内容については、県歯科衛生士会と調整の上、実施すること。

(10) 受診勧奨及びフォローアップ

・受診勧奨

受診が必要と考えられる対象者に対し、あらかじめ歯科医師が定めた判定基準及び受診勧奨手順に基づき、歯科医療機関への受診勧奨を行うこと。なお、特定の歯科医療機関への受診の誘導とならないよう配慮すること。また、受診勧奨が実際の歯科医療機関の受診につながるよう、対象者への伝達方法、情報提供その他効果的と考えられる方法について提案すること。

・フォローアップ

受託者は、受診勧奨を行った者が歯科医療機関の受診に至るよう、効果的な受療促進の方法を提案し、実施すること。また、その効果を検証するため、歯科医療機関を受診した者の人数を把握するとともに、その把握方法及び結果を委託者に報告すること。

(11) データの集計

回収した質問表に記載された事項を、データ作成要領に従って作成し、納品すること。

なお、データ件数は 420 件程度を見込むが、実施校数、時期等の状況により増減する可能性がある。

ア データ作成依頼書類一式

別紙 1 のとおり

イ データ作成要領

別紙 2 のとおり

ウ データ入力表及び規則について

別紙 3 及び別紙 4 のとおり

エ 成果品のエラー発生頻度

0.03 パーセント以内とすること。

オ 新規帳票及び既存帳票の仕様変更

県から別紙 1 に記載されている以外の帳票においてデータ作成業務の依頼があった場合、若しくは既存帳票の仕様変更依頼があった場合、受託者は県と協議の上、当該業務が円滑に行われるように対応すること。

回収した歯科健診票を、電子化（PDF）して納品すること。

6 会場運営及び安全管理

受託者は、円滑かつ安全な事業運営のため、次の事項に配慮すること。

- ・受付から検査までの動線を確保すること。
- ・プライバシー保護に配慮した会場運営を行うこと。
- ・手指衛生を徹底すること。
- ・必要に応じてマスク及び手袋を使用すること。
- ・使用器材を適切に管理すること。
- ・使用後の廃棄物を適切に処理すること。

なお、これらを確保した上で、限られた時間及び会場スペースにおいて効率的に実施するための会場レイアウト、動線、人員配置等については、受託者の創意工夫を活かした提案を行うこと。

7 成果品

受託者は、事業完了後、実施報告書 1 部及び電子データ一式を提出すること。

〔納入期限〕 令和 9 年 3 月 12 日（金）午後 5 時

〔納品場所〕 長野県庁健康増進課

[そ の 他] 納入の際は成果物に不良品がないか、委託者の検査を受けること。データについては CD で納品すること。

実施報告書には、以下の内容を含めること。

- ・ 事業概要
- ・ 実施施設
- ・ 実施日時
- ・ 受診者数
- ・ 質問票調査結果
- ・ 歯周病簡易スクリーニング結果
- ・ 受診勧奨実施状況
- ・ 集計結果
- ・ 実施状況写真
- ・ 今後の事業実施に向けた課題及び改善提案

電子データには、実施報告書、集計表、実施状況写真、国への報告に必要な資料その他県が必要と認める資料を含めること。提出データの形式は、Word、Excel 及び PDF 等、県が編集又は閲覧可能な形式とする。

納品方法は電子データは指定のメールアドレスへ送付すること。なお、メールへの添付によりがたい場合は、県の指定するファイル転送サービスを活用すること。また、物理媒体の納品物は以下に定める納入場所に持参すること。

- ・ 納品先メールアドレス
kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp
- ・ 納入場所
長野県庁健康増進課

8 受託者からの企画提案

受託者は、本事業の目的をより効果的かつ効率的に達成するため、専門的知見、類似事業の実績その他の経験を活かし、次の事項について独自の企画提案を行うことが出来る。

- (1) 学生等の参加率を高めるための周知及び参加促進策
- (2) 待ち時間の短縮等、対象者の負担を軽減する実施方法
- (3) 限られた時間及び会場条件に対応した効率的な会場運営及び人員配置
- (4) 簡易歯科健診後に歯科医療機関を受診した人数を把握する方法
- (5) 事業効果を適切に把握するための集計

(6) 今後、県内の他の大学、専修学校等へ事業を展開することを想定した、継続可能かつ効率的な実施方法

(7) その他、本事業の目的達成に有効と考えられる取組

なお、提案内容については、本仕様書及び国のパイロット事業の趣旨を踏まえるとともに、契約金額の範囲内で実施可能なものとする。

9 留意事項

(1) 受託者は県と十分協議しながら業務を実施すること。

(2) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、「個人情報取扱特記事項」及び「情報資産等取扱特記事項」の記載内容に従うこと。該当しない事案が生じた場合は、委託者と受託者とで協議の上、決定する。

(3) 受託者は業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、県の承認を得た場合はこの限りでない。

(4) 国の生涯を通じた歯科健診パイロット事業に係る実施要領又は報告様式の変更があった場合は、県と協議の上対応すること。

(5) 本業務の実施に伴い、事故、対象者の体調不良、検査機器の不具合、個人情報の漏えいその他の問題が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに県及び実施施設に報告すること。

(6) 本事業の実施場所については、関係法令等を確認し、歯科健診の実施に必要な届出その他必要な対応を行うこと。

(7) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。

10 秘密の保持

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

11 問い合わせ先

長野県庁健康増進課

〒380-8570

長野県長野市南長野幅下692-2

電話番号：026-235-7112

ファックス：026-235-7170

メール：kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

大学等における歯周病簡易スクリーニング事業
質問票（案）

〈受診される方へ〉 受診の前に「本人記入欄」を記入してください

(本人記入欄)

受診者氏名 _____ (男・女)

生年月日 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 歳

受診日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所属学部・学科： _____

学年： _____

* 以下の問いについて、あてはまるものに○をしてください。

① 歯や口の状態について、気になることはありますか。

1. ある 2. ない

(「1.ある」と回答した方) 気になることとしてあてはまるものはどれですか (複数回答可)

歯の症状 ⇒ 1. 痛い 2. 冷たいものや熱いものがしみる

歯ぐきの症状 ⇒ 3. 痛い 4. はれている 5. 歯をみがくと血が出る

口の機能 ⇒ 6. 噛めないものがある 7. 飲み込みにくい 8. 口がかわく

その他 ⇒ 9. 口臭がある 10. ものがよくはさまる 11. その他

(どのようなこと)

② 歯をみがく頻度はどのくらいですか。

毎日みがく (1. 1回 2. 2回 3. 3回) 4. ときどきみがく 5. ほとんどみがかない

③ あなたは、かかりつけの歯科医師がいますか。 ※かかりつけの歯科医師： 予防やメンテナンスのために
定期的に通院する歯科医療機関の歯科医師

1. いる 2. いない

④ 毎年定期的に歯科検診 (健診) を受けていますか。

1. 歯科医療機関で定期的に受けている 2. 市町村で定期的に受けている 3. 受けていない

(本日の結果)

1. 陰性 (－)

/

2. 陽性 (+)

(歯科保健指導事項)

☐ 1. スクリーニング結果の説明

☐ 2. 歯科医療機関への受診勧奨

☐ 3. ブラッシング指導

☐ 4. 歯間清掃用具に関する指導

☐ 5. 歯周病と生活習慣 (飲食や喫煙など) に関する指導

☐ 6. 定期的歯科受診に関する指導

☐ 7. その他 ()

長野県健康福祉部健康増進課

(別紙 2)

データ作成要領

1 データの作成

データの作成は、下記のレコード形式等に従って作成すること。

2 レコード形式

別紙「大学等における歯周病簡易スクリーニング事業 質問票」を1レコードとし、別紙別紙3の入力表へ入力する。

3 コード

S-JISを使用すること。

4 注意事項

別紙4「データ入力規則」を遵守すること。

(別紙 3)

基本属性						アンケート																				結果		歯科保健指導事項									
受診日	所属学部・学科名	学年	生年月日	性	年齢	①歯や口の状態で 気になること																				陰性		陽性		結果 説明	受診 勧奨	Br 指導	歯間 清掃	生活 習慣等	定期 受診	その他	
						気になることとしてあてはまるもの											②歯を磨く頻度																				③かかりつけ 歯科医
						ある	ない	歯の症状		歯ぐきの症状		口の機能			その他			毎日みがく			ときど き	みがか ない	いる	いない	歯科 医院	市町村	受けて いない										
						1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					11	1	2	3	4	5	1	2	1	2	3	1	2			

(別紙4) 大学等における歯周病簡易スクリーニング事業 データ入力規則

本人記入欄		説明
	受診日	日付形式 (例：R4.1.24)
	所属学部・学科	文章形式 (〇〇学部〇〇学科)
	学年	数字入力
	生年月日	日付形式 (例：S14.9.18)
	性	男性=1, 女性=2
	①歯や口の状態について気になるところ	1～2に関して○あり=1
	気になることとしてあてはまるもの	1～10に関して○あり=1 11に関して○の場合は、記載内容を文章形式で入力 (例：歯並び)
	②歯を磨く頻度	1～5に関して○あり=1
	③かかりつけ歯科医の有無	1～2に関して○あり=1
	④歯科検診	1～3に関して○あり=1
診査者記入欄		説明
	結果	1～2に関して○あり=1
	歯科保健指導事項	1～6に関して○あり=1 7に関して○の場合は、記載内容を文章形式で入力 (例：歯列矯正治療について説明)